

平成 28 年 度

# 八代市議会文教福祉委員会記録

---

## 審 査 ・ 調 査 案 件

- |                     |    |
|---------------------|----|
| 1. 12月定例会付託案件 ..... | 1  |
| 1. 所管事務調査 .....     | 24 |

---

平成 28 年 12 月 13 日 (火曜日)

## 文教福祉委員会会議録

平成28年12月13日 火曜日

午前10時00分開議

午後 0時30分閉議（実時間147分）

### ○本日の会議に付した案件

1. 議案第124号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分）
1. 議案第125号・平成28年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号
1. 議案第127号・平成28年度八代市診療所特別会計補正予算・第2号
1. 議案第139号・八代市介護保険条例の一部改正について
1. 議案第140号・八代市国民健康保険税条例の一部改正について
1. 議案第141号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第8号（歳出分）
1. 陳情第17号・介護保険制度の見直しと介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書の提出方について
1. 陳情第18号・地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書の提出方について
1. 陳情第19号・安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の提出方について
1. 陳情第20号・国民健康保険の改善に向けた意見書の提出方について
1. 所管事務調査
  - ・教育に関する諸問題の調査
  - ・保健・福祉に関する諸問題の調査（第3期八代市障がい者計画の策定について）

### ○本日の会議に出席した者

委員長 友枝和明君

副委員長 庄野末藏君  
委員 太田広則君  
委員 島田一巳君  
委員 田方芳信君  
委員 橋本幸一君  
委員 前垣信三君  
委員 幸村香代子君

※欠席委員 君

### ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

### ○説明員等委員（議）員外出席者

教育部長 釜道治君  
教育部次長 桑田謙治君  
理事兼  
教育施設課長 有馬健一君  
健康福祉部長兼  
福祉事務所長 山田忍君  
健康福祉部次長兼  
福祉事務所次長 小薮正君  
健康福祉審議員兼  
臨時福祉給付金支給事業推進室長 柿本健司君  
健康福祉政策課長 西田修一君  
こども未来課長 小川正芳君  
理事兼  
長寿支援課長 秋田壮男君  
理事兼  
国保ねんきん課長 佐藤圭太君  
理事兼障がい者支援課長兼  
障がい者虐待防止センター所長 上田真二君

### ○記録担当書記 松本和美君

（午前10時00分 開会）

○委員長（友枝和明君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、定刻となり定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会い

たします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

---

◎議案第124号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分）

○委員長（友枝和明君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第124号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、歳出の第9款・教育費について、教育部から説明願います。

○教育部長（釜 道治君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）委員の皆様には、大変お世話になります。

教育部では、今定例市議会におきまして、私ども職員に係る人件費補正と学校施設における児童生徒の安全の確保、並びに、教育環境の充実整備に伴う事業費の補正をお願いしております。詳細は桑田教育部次長が説明をいたしますが、その必要性について御理解をいただき、提案いたしております補正予算について御承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○教育部次長（桑田謙治君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、議案第124号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第7号のうち、教育部所管分について御説明いたします。座って説明させていただきます。

例年、12月定例市議会におきましては、事業費補正に加えまして、人件費補正をお願いしておりますので、予算書の説明に入ります前に、まず、今回の人件費補正の概要について説明をさせていただきます。資料は特にございません。

人件費補正の主な要因といたしましては、人

事異動、退職者や休職者、育児休業者、さらに、市町村職員共済組合負担金の率改定等の影響によるものでございます。

なお、本年度の人事院勧告に基づく給与改定についてでございますが、国においては、月例給、一時金ともに、3年連続となる引き上げ改定が実施されるところでございます。しかしながら、熊本県におきましては、さきの熊本地震の影響により、民間給与の実態調査ができなかったことや、県内の厳しい経済情勢などを総合的に勘案し、本年の給与改定については、行わないこととされているところでございます。また、熊本市におきましても、同様の事情により、極めて異例のこととして、本年の給与勧告自体を見送っているところでございます。

このようなことから、本市におきましても、県内各自治体の動向を注視しながら慎重に検討を重ねた結果、熊本地震による影響や、昨年の給与改定等について、熊本県を準拠としていることなどを勘案しまして、県と同様に、本年の給与改定は実施しないことといたしております。

以上が、人件費補正の概要でございます。

それでは、予算書に基づき、順次補正予算の説明をさせていただきます。

まず、予算書4ページをお開きください。

款9・教育費に7億2112万1000円を追加し、補正後の額を51億7052万2000円とするものでございます。

なお、補正額7億2112万1000円の所管別内訳は、教育部所管分が1億9193万2000円の増額、経済文化交流部所管分が5億2918万9000円となっております。

まず、5ページの第2表をごらんください。

繰越明許費でございます。今回の補正予算で、小学校及び中学校の体育館非構造部材耐震化事業と、泉第八小学校空調設備改修事業に係る予算を計上いたしております。

これらにつきましては、平成29年度の事業として補助金の申請をしておりましたが、10月に、国の経済対策の一環として、補助金前倒しの内示がありました。少しでも早く安全で快適な施設となるように、年度内の着工を行い、早期完了に努めてまいります。工事のスケジュール上、工期が次年度にわたることから、繰越明許費を設定しております。

次に、10ページをお開きください。

款9・教育費の補正に伴う特定財源でございます。

国県支出金欄の8387万2000円のうち、経済文化交流部の所管分3816万円を差し引いた4571万2000円は、12ページを見ていただきまして、12ページの、目5・教育費国庫補助金、節2・小学校費補助金及び節3・中学校費補助金に記載してありますとおり、小学校では、代陽小学校体育館ほか7校の非構造部材耐震改修事業補助金と、泉第八小学校空調設備改修事業補助金、中学校では、第二中学校体育館ほか5校の非構造部材耐震改修事業補助金の合計額でございます。補助割合は、補助対象経費の3分の1となっているところでございます。

濟いませぬ、また10ページの表になりますが、教育費の地方債の欄、6億5060万円のうち、経済文化交流部の所管分4億8980万円を差し引いた、1億6080万円は、またページ飛びますが16ページを見ていただきたいと思います。16ページの節1・小学校債及び節2・中学校債に記載しております、体育館非構造部材耐震化事業と小学校空調設備改修事業に充てるものでございます。

それでは、歳出のほうの説明をいたします。

30ページをお開きください。

まず、項1・教育総務費の目2・事務局費でございます。933万円の減額でございます。人件費の補正でございます。

給料、職員手当等、共済費が減額となっておりますのは、当初職員数53人を見込んでおりましたが、人事異動により1人減となったほか、育児休業者及び退職者がそれぞれ1人あったことが主な理由でございます。

次に、目3・教育サポートセンター費でございます。人件費423万5000円の減額です。

これは、主に人事異動による、1人減となったことによるものでございます。

次に、31ページの項2・小学校費の目3・学校建設費でございますが、32ページの項3・中学校費と関連をいたしますので、一緒に説明をさせていただきます。

まず、31ページの項2・小学校費の目3・学校建設費で、1億2922万2000円の増額となっております。

これは、説明欄に記載してありますように、小学校8校の体育館非構造部材耐震改修事業及び泉第八小学校空調設備改修事業の予算でございます。

特定財源は、学校施設環境改善交付金の国支出金2951万3000円と、緊急防災・減災事業債及び学校教育施設等整備事業債の市債930万円となっております。

次に、32ページの項3・中学校費の目3・学校建設費では、7801万2000円の増額で、説明欄にありますとおり、中学校6校の体育館非構造部材耐震改修事業の予算でございます。

特定財源としまして、学校施設環境改善交付金の国支出金1619万9000円と、緊急防災・減災事業債の市債6150万円となっております。

初めに、体育館非構造部材耐震改修事業について御説明いたします。

まず、本市学校施設の耐震化の状況でございますが、昭和56年以前に建築されました学校

施設のうち、耐震性が低い施設の構造体の耐震化につきましては、平成27年度末をもって100%完了いたしております。今回の熊本地震におきましては、学校施設の倒壊や崩壊等の大きな被害がなかったことは、耐震化の成果だと考えております。

しかしながら、本市教育委員会としましては、構造体の耐震化は完了したものの、東日本大震災では、非構造部材で甚大な被害が生じ、体育館等の天井材が落下した事象等が発生し、非構造部材の耐震化が新たな課題として浮かび上がってきましたことから、体育館等の非構造部材の耐震化が喫緊の課題と認識いたしております。今回の熊本地震では、非構造部材の耐震化の工事は進めておりましたものの、安全上の観点から、一部の体育館にあっては避難所として使用できなかったことは、非構造部材の耐震化の迅速な実施を痛感させられたところでございます。

文部科学省では、平成25年8月に学校施設における天井等落下防止対策のための手引を作成し、地方公共団体に対して、構造体の耐震化に比べ対策がおこなわれています、つり天井、照明器具等の非構造部材の耐震化の早期の完了を要請しております。

これを受けまして、本市教育委員会では、平成26年度に非構造部材の耐震化に取り組み始め、27年度及び28年度は、主に小中学校の体育館及び武道場のつり天井の撤去、軽量化と、これに付随します照明器具取りかえ、バスケットゴールの落下防止を行ったところでございます。今回の補正予算では、つり天井の耐震化が完了しましたので、体育館の照明器具や窓ガラスの取りかえ及び落下防止、バスケットゴールなどの落下防止を行うものでございます。

教育委員会としましては、引き続き非構造部材の耐震化を進めることとし、文部科学省が重点的に取り組みを要請いたしております、体育

館の非構造部材の耐震化については、遅くとも平成30年度までの完了を目指してまいります。

事業内容については、配付しております別紙資料とあわせて説明をさせていただきます。お手元のほうに、一般会計補正予算・第7号、第9款・教育費教育部関係資料をお配りしているかと思っております。そちらのほう、ごらんいただきたいと思っております。

まず、配付資料1ページをあけていただきたいと思っております。

1ページには、学校施設非構造部材耐震化についての事業目的、事業期間、総事業費、耐震化の主な内容など、非構造部材耐震化事業の概要を記載いたしております。

また、配付資料の2ページに、学校ごとの事業概要を記載いたしております。

まず、小学校関係でございますが、予算書31ページをあけていただきたいと思っております。

予算書31ページの説明欄に、事業名及び事業費が記載してありますとおり、代陽小学校ほか7校が対象となっております。補正額が、8校分で1億566万2000円、全額工事請負費となっております。

事業概要でございますが、また配付資料の2ページをお開きいただきたいと思っております。

2ページの表に、事業名、建物概要、非構造部材耐震化内容並びに補正額及び財源内訳を記載いたしております。

一例としまして、番号1の代陽小学校の体育館について御説明させていただきます。

建物の概要としましては、建築年月が昭和49年11月、築年数が42年となっております。工事実施予定期間は、夏休み期間を含めた、来年の7月から9月を予定いたしております。

表の真ん中の耐震化の事業内容でございますが、主な工事内容に黒丸が付しておりますが、

代陽小学校の場合、バスケットゴールや校歌掲示板、スピーカーの落下対策、照明器具改修となっているところでございます。補正額は1096万2000円で、財源としまして、補助対象額の3分の1が支給されます学校施設環境改善交付金、国支出金259万1000円と、充当率100%の緊急防災・減災事業債830万円となっております。

他の7校につきましても、記載のとおりでございます。

次に、中学校関係でございます。

予算書32ページをお開きいただきたいと思っております。

32ページの説明欄に、事業名及び事業費が記載のとおりでございます。第二中学校ほか5校となっております。補正額が、6校分7801万2000円で、全額工事請負費でございます。

また、濟いませぬ、資料の2ページのほう、あけていただきたいと思っております。

資料の2ページに、小学校と同様に、事業名、建物概要等を掲載いたしております。見方は、小学校と同様でございます。

以上が、体育館非構造部材耐震改修事業の説明でございます。

次は、また予算書31ページに戻りますが、泉第八小学校空調設備改修事業でございます。補正額が2356万円で、内訳は、節13・委託料に工事監理業務委託費140万3000円、節15・工事請負費に空調設備設置工事費などに2215万7000円を計上いたしております。

特定財源は、学校施設環境改善交付金の国支出金708万6000円と、充当率が100%の学校教育施設等整備事業債の市債1640万円となっております。

事業の概要につきましては、また、先ほどの配付資料を使って御説明させていただきます。

資料の3ページをお願いいたします。

まず、1、事業実施の目的でございます。現在、教室や事務室等で暖房用に使用しております石油ファンヒーターは、昭和60年に設置され31年を経過してございまして、老朽化により、最近、本体や給油配管等の故障やふぐあいが生じ、暖房に支障が出るケースが生じている状況でございます。

また、燃料として灯油を使用しておりますが、学校の灯油を貯蔵する地下タンクが、1900リットルの容量を持っており、1000リットル以上のタンクの維持管理には、消防法の規定により、甲種または乙種第4類の危険物取扱者を常駐させることとなっております。市町村合併以前に、旧泉村職員を危険物取扱者として選任してありましたが、合併後に危険物取扱者の変更手続を行っておらず、平成25年の消防署の立入検査の折に、危険物取扱者の適切な選任がなされていないことについての、改善の指導があったところでございます。

消防署からの指導内容について、学校現場との協議を行う中で、学校現場に危険物取扱者の有資格者を配置することが困難なことや、空調設備が老朽化していることなどから、消防署との協議の結果、有資格者の設置が不要な設備への改修を行うまでの暫定的な措置としまして、泉第八小学校の暖房設備に使用している危険物の取り扱いにつきましては、危険物取扱者免状を有している者の立ち会いの上、給油や点検などを行うことで、消防署の了解を得ていたところでございます。

このようなことから、有資格者の配置が不要で、室内環境が安全かつ維持管理が容易な、電気式エアコンの設置を行うものでございます。御存じのとおり、冬季の泉八小の気温は厳しいものがあります。子供たちの快適な教育環境を保障するために、事業を実施するものでございます。

次に、2及び3項目の事業期間及び事業費でございます。事業期間は、来年度の夏季休業期間中に集中的に工事に取りかかるため、平成28年度及び29年度の2カ年事業といたしております。事業費は、空調設備設置や電源工事などの工事費と工事監理委託の経費で、2356万円となっております。工事の内訳、財源内訳は、記載のとおりでございます。

次に、4、施設概要でございます。方式は、これまでの石油ファンヒーター方式から、先ほど事業目的の中で御説明申し上げました理由から、電気式のヒートポンプ方式エアコンに変更するものでございます。また、エアコンの設置場所でございますが、寒冷地仕様のを、普通教室、特別支援教室、図書室、保健室及び職員室などに、天井埋め込み、天井つりタイプ及び壁かけタイプ室内機13台を設置するものです。

参考としまして、備考には、泉八小の児童数、学級数及び教職員数や、屋外気温の状況を記載いたしております。

また、4ページのほう、あけていただきたいと思えます。

4ページには、現在の空調設備の状況写真を掲載いたしております。

以上が、泉第八小学校空調設備改修事業の説明でございます。

引き続き、予算書32ページをごらんください。

項5・幼稚園費の目1・幼稚園費でございます。461万円の減額となっております。

これは人件費の減額で、職員数の増減はありませんが、幼稚園教諭20人中、1人の育児休業取得があったことに伴う、減額が主な理由でございます。

次に、33ページ、項6・学校給食費の目1・学校給食費です。133万8000円の減額となっております。

職員数には増減はありませんが、人事異動に伴う諸手当の変動と、共済組合負担金率の改定等によるものでございます。

次に、項7・社会教育費の目1・社会教育総務費で、16万2000円の減額となっております。

職員数の増減はありませんが、主に共済組合負担金率の改定によるものでございます。

次に、目2・公民館費でございます。102万8000円の減額です。

職員数の増減はあっておりますませんが、共済組合負担金率の改定等が主な要因でございます。

次に、1つ飛びまして、目5・博物館費でございます。540万1000円の増額となっております。

増額となった理由は、人事異動により職員1人がふえたことが主な要因でございます。

以上で、平成28年度12月補正予算、教育部所管分の説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○委員長（友枝和明君）** 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

**○委員（島田一巳君）** 非構造部材の耐震化事業なされますけども、この間は、体育館の使用はどうなるんですかね。ちょっと確認をしたいんですけども。

**○理事兼教育施設課長（有馬健一君）** この非構造部材の耐震改修工事の期間の、体育館の利用についてということですけども、この、一応これに、資料にございますように、7月から9月に一応予定をしております。で、一応、工事をする間は、この体育館は使えないように。一応照明等の改修もありますので、運動するフロアに足場等組んで工事をする必要がございますので、工事をする期間については、体育館の利用はできないというふうになります。

ただ、この2カ月間ずっと使えないということではございません。できるだけ利用できる期

間を多くとるように、フロアの使用できない期間をできるだけ短くするように、工事の調整を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（友枝和明君） ようございますか。

ほかにありませんか。

○委員（幸村香代子君） 関連で。今回のこの事業なんですけれども、29年度に予定してた分を、前倒しでっていうお話、説明があって、28年度中に着工をしたいというふうな御説明があったかなっていうふうに記憶をしてるんですが、今回、それでも工事実施期間が29年度の、29年の7月から9月ということで、そのあたりはどんな中身になってますか。

○理事兼教育施設課長（有馬健一君） 実際の工事は、この資料のとおり7月から9月を予定しております。で、今回、12月補正ということで、工事の契約を今年度中に行いたいということで、先ほどの説明の中に、28年度からということで説明があったところでございます。

以上です。（委員幸村香代子君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

○委員（太田広則君） 関連して。今、工事契約っていうことで、7月から9月で、これ一斉に、ねえ、7月から9月でやるんで、業者さんが非常に限られてる、例えば電気照明なら電気照明だったりとかっていうのがありますが、そういったところは、どういうふうな工事契約をされようとしていますか。それから、市内の業者さんでしょうか。その2点だけちょっと確認させて下さい。

○理事兼教育施設課長（有馬健一君） この工事の業者につきまして、電気工事が主に内容としては多いかなというふうに捉えております。

で、一応この7月から9月に、これらの工事ですね、小学校8校と中学校6校で14校ございます。で、一応、この全ての14校をです

ね、前半と後半におおむね分けたいというふうに考えております。というのも、学校の利用というのは、子供たちが利用するものなんですけども、社会体育でも非常に夜間使われておりますので、そういった方々になるべく影響が少ないように、この7月から9月の間を前半と後半に振り分けさせていただいて、工事の集中をなるべく分散させたいということで、そういった工事の業者のほうをですね、確保を図っていきたいと。

それと、今年度中に契約をするということで、それを、来年夏休みまでに工事の準備をしていただくということで、その工事の職員あたりも、その間に準備をしていただくということで、そういった期間を設けたところでございます。

以上です。

○委員（太田広則君） 市内の業者さん……。

○理事兼教育施設課長（有馬健一君） 失礼しました。はい、業者につきましては、市内の業者を考えております。

以上です。

○委員（太田広則君） 14校を一遍に前半、後半にやるということで、さっき30年度までには完了したいっていうふうなことだったと思います。あと残り、まだ、——もうこれで全部完了ですか。非構造耐震化事業で、残ってる小中学校はございますか。

○理事兼教育施設課長（有馬健一君） 先ほどの、配付しています資料の1ページをごらんください。

この中に、3番目の総事業費の、この表の中に30年度の予定としております。で、この施設数に17ございまして、あと17、小中学校がございまして、下の非構造部材耐震化の主な内容につきまして、この（4）に平成30年度としておりますけども、これが主な内容になっておりまして、で、今回御提案しました補正

の内容と違うのは、照明改修のとりかえが30年度にはないと。もう単に照明、今、既に取りつけてあります照明器具の落下防止を行うということで、事業費的にも少し少ない事業費となっているところでございます。

以上です。

○委員（太田広則君） だから、30年度17施設で終わるといふふうに捉えていいですか、全て。

○理事兼教育施設課長（有馬健一君） はい。学校施設小中学校の、体育館のこの非構造部材の耐震化につきましては、これで全て終わるといふことで考えております。

以上です。

○委員（太田広則君） はい、わかりました。

次に、泉第八小学校の空調のことでちょっと確認します。新設の空調設備ということで、それぞれの部屋にですね、10室ぐらいということで、天井埋め込みだったり、そういうのがありますが、これ一番大事なのは、その部屋で温度管理ができるかっていうことが一番私たちは気にするんですが、その辺はどう。できますか、各部屋で温度管理は。

○理事兼教育施設課長（有馬健一君） 今回改修します設備で温度管理のほうはできると考えております。

以上です。（委員太田広則君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

○委員（前垣信三君） 濟いませぬ、今の泉第八小学校の件ですが、よくわからぬとですけど、この起債の学校教育施設等整備事業債、充当率100%ってありますが、このあたりは合併特例債と同じで、以後に地方交付税か何かの形で返還がされるもんなのか、そのあたりがわかりますか。

○理事兼教育施設課長（有馬健一君） 今回のこの泉八小の起債につきましては、充当率が1

00%なんですけども、交付税算入率は50%となっております。ただし、残りの50%については、事業費補正があるというところで、合併特例債よりも有利というふう聞いております。

以上です。

○委員（前垣信三君） 基本的には、長い目で見れば、市の負担はないというような考え方でいいんですか。

もう一つついでに伺いますが、単純に、2300万ですかね、それに、電源工事とか照明等、あるいは、既設設備の撤去あたりを除くと、実質、空調設備が、さっき13基とおっしゃったですから、単純にいくと1基100万ぐらいかなという気がしますよね。で、国の補助なり、後の交付税の措置があるからいいとは思いますが、ここで工事監理委託の140万が計上されています。その下に、備考欄でいきますと、平成26年度に基本実施設計委託料が49万円と書いてあり、まあ、基本実施より後の工事監理のほうが、長くかかるから費用が高いのかもしれませんが、これは実施年度が28年度から29年度と書いてありますから、もしかするとことしの冬休みと来年の春休み、夏休みあたりで事業されるのかわかりませんが、この工事監理委託はどういう形で、——今、指名願いを出している設備設計業者に委託をされるんですか。

○理事兼教育施設課長（有馬健一君） これにつきましては、市内にですね、この設備設計事務所がないということで、県内の設備設計事務所に委託をする予定としております。

以上です。

○委員（前垣信三君） はい、わかりました。結構です、はい。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で質疑を終了し

ます。

意見がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(友枝和明君) 以上で、第9款・教育費については終了します。

執行部入れかえのため小会します。(「ありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします」と呼ぶ者あり)

(午前10時36分 小会)

(午前10時38分 本会)

○委員長(友枝和明君) 本会に戻します。

次に、歳出の第3款・民生費及び第4款・衛生費について、健康福祉部から説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(山田 忍君)

おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)

それでは、議案第124号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第7号のうち、健康福祉部関係分につきまして、小藪健康福祉部次長のほうから説明いたします。よろしく願います。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長(小藪 正君) 健康福祉部次長の小藪です。よろしく願います。それでは、座って説明いたします。

別冊となっております、議案第124号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第7号をお願いいたします。

文教福祉委員会付託分のうち、健康福祉部所管分について御説明します。

それでは、3ページをお願いします。

第1表・歳入歳出予算補正の歳出でございますが、まず、款3・民生費の項1・社会福祉費で補正額5億7096万3000円を追加し、補正後の予算額は114億1045万1000円と、また、項2・児童福祉費に補正額1987万円を追加し、補正後の予算額は89億15

65万2000円と、また、項3・生活保護費で25万円を減額補正し、30億6734万4000円としております。民生費の総額は、3つ上になりますが、234億5594万9000円でございます。

次に、款4・衛生費、項1・保健衛生費で1009万2000円を減額補正し、補正後の予算額は18億1437万6000円としております。衛生費の総額は、1つ上になりますが、85億7834万5000円でございます。

続きまして、20ページをお願いします。

歳出を説明します。

下の表になりますが、まず、款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費で、415万円を計上しております。

節の欄ですが、節2・給料から節4・共済費まで49万2000円は、職員の人事異動などによる人件費補正です。また、節28・繰出金365万8000円は、介護保険特別会計への人件費補正分の繰出金です。

次に、同項、目2・老人福祉対策費で、673万円を計上しております。

節の欄ですが、節2・給料から節4・共済費まで242万5000円は、職員の人事異動などに伴う人件費補正です。節18・備品購入費で、430万5000円の増額補正となっております。これは、五家荘デイサービスセンターに、平成11年に設置した介護浴槽入浴装置が、ことし2月に故障しましたが、設置から17年がたち、メーカーに部品もなく修理も不可能とのことで、新たに購入するものです。なお、特定財源として、全額ふるさと八代元気づくり応援基金から繰り入れます。

次に、同項、目3・社会福祉対策費で、113万円を計上しております。

これは、鏡老人デイサービスセンターの機能回復訓練室に設置されていた空調機器が、ことし8月に故障したものの、製造から24年たち

メーカーにも部品がなく、修理が不可能となったことから、新たな空調機器に取りかえる経費でございます。

次に、同項、目4・障害福祉対策費で、648万2000円を計上しております。

これは、職員1人増など、人事異動などに伴う人件費補正です。

次に、21ページをお願いします。

上の表になりますが、同項、目5・国民年金費で、150万6000円の減額を計上しております。

これは、職員の人事異動などに伴う人件費補正です。

次に、同項、目6・臨時福祉給付金給付事業費で、5億5397万7000円を計上しておりますが、これは、平成26年4月の消費税率アップに伴う、平成29年4月から平成31年9月までの、低所得者世帯の食料品支出に伴う消費税増加分として支給するものです。

支出のうち主なものでございますが、節3・職員手当等60万円は、職員4名の時間外手当です。節4・共済費83万7000円と節7・賃金510万3000円は、臨時職員14名分の社会保険料と賃金です。節11・需用費331万5000円は、ファイルや用紙などの事務用品代、コピー機のパフォーマンスチャージ料、広報用チラシや返信用封筒及び交付決定通知などの印刷製本費が主なものです。節12・役務費1315万円は、申請案内通知書や交付決定通知書の郵送料、給付金の口座振り込み手数料が主なものです。節13・委託料495万5000円は、システム改修費及び申請書データの入力パンチャー委託料が主なものです。節14・使用料及び賃借料101万7000円は、パソコン、コピー機、電話機のレンタル代などです。節19・負担金補助及び交付金5億2500万円は、臨時福祉給付金1人1万5000円の3万5000人分でございます。

なお、特定財源として、10分の10の国庫支出金があります。

また、本事業は28年度内に終了しないことから、5億5397万7000円を限度額とした、繰越明許をお願いしております。

次に、下の表になりますが、項2・児童福祉費、目1・児童福祉総務費で、984万6000円の減額を計上しております。

これは、職員2人減などの人事異動などに伴う人件費補正です。

次に、22ページをお願いします。

上の表ですが、同項、目2・児童措置費、節20・扶助費で、3202万3000円を計上しております。

これは、児童を養育するひとり親家庭の父母等に対し、手当を支給する児童扶養手当について、平成28年度手当額及び第2子以降の加算額の増額改定が行われたことなどによる、支給額の不足分を補正するものです。

なお、特定財源として、3分の1の国庫支出金があります。

次に、同項、目3・保育所費で、230万7000円の減額を計上しております。

内訳としまして、節2・給料から節4・共済費まで、1510万7000円の減額を計上しております。これは、育休者5人などによる人件費補正です。また、節20・扶助費で、1280万円を計上しております。これは、子ども・子育て支援新制度において開始された地域型保育事業所へ、入所する児童数が当初見込みより増加したことから、事業所への給付費が増加し、予算不足が見込まれるものです。なお、特定財源として、国2分の1、県4分の1の国庫支出金があります。

次に、下の表をお願いします。

項3・生活保護費、目1・生活保護費総務費で、25万円の減額を計上しております。

これは、職員1人増など人事異動及び育休者

1人などによる人件費補正です。

次に、23ページをお願いします。

上の表ですが、款4・衛生費、項1・保健衛生費、目1・保健衛生総務費で、1009万2000円の減額を計上しております。

節の欄ですが、節2・給料から節4・共済費まで、1120万6000円の減額を計上しております。これは、職員1人増など人事異動及び育休者2人などによる人件費補正です。節19・負担金補助及び交付金に、67万9000円を計上しております。これは、泉町仁田尾地区の飲料水供給施設において、平成28年熊本地震後飲料水が濁るようになったため、配水管や浄水施設などの改良、整備を行う朴の木地区水道組合に対して、経費の2分の1を補助するものです。節28・繰出金に、43万5000円を計上しております。これは、診療所特別会計への人件費補正分の繰出金です。

これで、平成28年度八代市一般会計補正予算・第7号の健康福祉部所管分の説明といたします。御審議よろしく願いいたします。

**○委員長（友枝和明君）** 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

**○委員（太田広則君）** 臨時福祉給付金給付事業で、26年度から実施されてますですね。で、また、8%に引き上げられたというふうな背景の中で、さらに、これからまたされるわけですが、今まで、申請漏れだったり給付漏れだったりっていうことは、起きてますか。3万5000人ってえらいざっくりのようなんです、詳細な人数まで含めてわかりますか、対象者。

**○健康福祉審議員兼臨時福祉給付金支給事業推進室長（柿本健司君）** お世話になります。恐れ入ります。ただいまの御質問ですが、申請期間が、26年度は4カ月、それと27年度、あと現在の28年度ですね、27年度、28年度につきましては、申請期間が3カ月を設

定しております。そして、申請期限約1カ月前に、未申請の方につきましてはですね、全員に対しまして、申請勧奨ということで、申告がまだお済みではありませんよということで、申請を促す通知を出しております。で、このことによりまして、毎年大体、去年もことしも、申しわけございません、概数で申しわけないんですけども、約1万人、で、この現在の28年度につきましても約1万人の方に申請勧奨をしておいて、それで申請率のほうですね、ぐっと上がっておるといようなことで、申請勧奨による効果は高いというふうに見ております。

あと1つの説明のほうですけども、支給対象者の数につきましてはですね、詳細っていいんですが、今度、今回補正をお願いしました1人1万5000円の支給対象者についてでございますが、要件が、八代市に1月1日に住民票があり、かつ、住民税、——市県民税の均等割が非課税という方が専ら柱となる対象者でございます、この方々につきましてはですね、これにつきましては、いつ支給対象者のデータをですね、締めるかというようなことによって増減がございます。

ですから、そのですね、支給対象者の選定につきましては、市民税課のデータに基づきましてですね、お願いをしまして、直近で、なるべく近い時期にですね、変動が——死亡とか出生とかですね、そういうものに対してのその変動がございますので、いつ締めるかということで、支給対象者が、ぴったり、——増減がありますので、ざっくりしたところで3万5000人が対象であるということで計上いたしております。

ちなみに、現在の臨時福祉給付金の対象者でございますが、3万3666人ということで、約3万5000人として国のほうには補助金お願いしているというふうなところでございます。

以上、お答えとします。

○委員長（友枝和明君） いいですか。

ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） 20ページの五家荘デ  
イサービス管理運営事業の430万5000  
円、これですが、2月から入浴槽が故障しとっ  
たと。その間、今現在もですが、どのようにさ  
れてるのか、そこを。

○健康福祉政策課長（西田修一君） おはよう  
ございます。健康福祉政策課、西田でございま  
す。よろしく願いいたします。

2月に特殊浴槽のほうが故障いたしまして、  
その後の対応はというお尋ねでございしますが、  
シャワー浴といひまして、シャワーとバケツで  
のかけ湯での対応をしていた部分もございま  
すが、それは当然専ら夏場ということで、寒い時  
期になりますと、普通浴槽のほうに、社協の職  
員さんが一緒に、特殊浴槽が必要な方と一緒に  
ですね、普通、浴槽のほうに入って、洗身等  
を行っているというような状況でござい  
ますが、そうなりますと、かなり職員さんのほうに負担  
がございしますので、それを解消するために、今  
般、補正のほうでお願いをさせていただいたと  
ころでございします。

以上でございします。

○委員（橋本幸一君） やっぱその特殊浴槽  
と普通浴槽っていうのは、洗う介護の人に非常  
に負担がかかると。で、何で早急にその辺の対  
応ができなかったのかと、今になったのか、そ  
の辺はどういう理由だったんですか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

2月ということで、28年度の当初予算では  
間に合わなかったということは、事実です。  
で、途中の補正ということですね、これは指  
定管理のほうで、社会福祉協議会のほうに、委  
託ですね、お願いしてるんですけども、そうい  
ったことで、当初は向こうのほうですね、先  
ほど申しました作業というのは、下の、泉の下

岳ですかね、下のほうにあるさわやか荘とい  
うところから職員が上がってきて、応援をして  
ですね。まあ人数も少なかったもんですから、最  
初はやれるんじゃないかというところもありま  
してですね、遠慮しとった部分もありまして。  
ところが、結構ですね、体力的にもというふう  
なところですね、もう限界というようなところ  
で、今回お願いをしたというところございま  
す。

○委員（橋本幸一君） 大体事情はわかったん  
ですが、やっぱ指定管理という状況の中で、恐  
らくこの額だったならば、行政がちゃんとした  
手当てしてやらんといかんという、そういう恐  
らく決まりはなってると思うとですが、早急に  
やっぱ対応していかないと。

以前ですね、東陽でもあったんですが、冬場  
に空調が壊れて、で、やっぱりお湯、上がられ  
た方がやっぱり冷えると、デイサービスの利用  
者が。で、なかなかそれができなくて、温風ヒ  
ーターなんかされたけど、とうとう風邪引かれ  
たって、やっぱそういう、過去に事例もあるわ  
けですね。で、できるだけですね、お年寄り  
は特に、この冬場なんか病気になるやすいから、  
その辺も十分対応しながら、これはもう要望  
ですが、お願いしたいと思ひます。

もう一つよろしいですか。この地域型保育給  
付事業、これは、従来の保育事業と、どうい  
う違いがあるんですか。

○こども未来課長（小川正芳君） おはようご  
ざいします。（「おはようございます」と呼ぶ者  
あり）こども未来課、小川でございします。よろ  
しく願いいたします。

従来からの認可保育所の基準に満たない、小  
規模な保育所や事業所内の保育所につきまし  
ても、平成27年度から施行されております子  
ども・子育て支援新制度によりまして、市町村に  
よる認可事業、地域型保育事業といひますが、  
この地域型保育事業として児童福祉法に位置づ

けられ、地域型保育給付の対象となりました。  
これによりまして、利用者が多様な施設や事業の中から選択できる仕組みとなっております。

以上、お答えといたします。

**○委員（橋本幸一君）** これは八代市じゃなくて、氷川町の施設を利用されるという、その辺の補填っていうことを聞いたんですが、八代市、市内には、こういう方の保育所ってあるんですか。

**○こども未来課長（小川正芳君）** 八代市で、この地域型保育事業所といたしまして3カ所ございます。小規模保育事業所として2カ所、あと、事業所内保育事業所として1カ所ございます。まず小規模保育事業所として、NPO法人とら太の会が運営いたします、妙見町のありんこ園、それと、私立松寿幼稚園が運営いたします、郡築八番町のリス託児所、この2カ所がでございます。それと、事業所内保育事業所ですが、医療法人カジオ会が運営いたします、八代病院プチとまとがでございます。

以上、小規模保育事業所、事業所内保育事業所として、計3カ所が地域型保育事業所として認定されております。（委員橋本幸一君「ありがとうございました。結構です」と呼ぶ）

**○委員長（友枝和明君）** ほかにございませんか。

**○委員（幸村香代子君）** 鏡地域福祉センターの管理運営事業で、空調機器、老朽化の空調機器の話が今回出てるんですが、これも、何年か前に東陽か泉かのですね、やっぱり空調が古くなってってということで、取りかえのやっぱ予算が出たときに、ほかの施設についても、非常に老朽化してるはずだと、だけんそのあたりを調査していただいて、やっぱ早目にですね、段階的に、空調の取りかえなり修理なりをしていく必要があるんじゃないかっていうふうな意見を申し上げた記憶があるんですが、今回、——それもですね、壊れてみないとかっていうのも

あるかもしれないけれども、ほかに、例えばもう、これだけ、もう24年とかたってるんですけど、ほかの施設で、似たようなというか、そのあたりの把握はどんなふうにされてますか。

**○健康福祉政策課長（西田修一君）** 議員御指摘のとおり、各支所には、地域福祉センター、地域福祉保健センターということで、デイサービス事業等を実施しておりまして、その施設内に空調設備等が設置されてるわけでございますけれども、そちらの設備の維持管理の中ですすね、年に1回ですけれども、建築住宅課のほうで、そういった施設設備の点検をしていただきまして、御指摘をしていただいた部分につきましては、速やかに予算対応を行っている状況もでございます。加えて、各施設については、業者のほうに施設の維持管理を委託してる部分もでございますので、そういった報告書等をもとにですすね、必要な設備の維持についてはやっております。

以上でございます。

**○委員（幸村香代子君）** やっぱりもう、毎回そうなんですけど、結局24年じゃ30年じゃってたってくると、部品を交換するっていうことはもう非常に難しく、結果的に、もう機器の取りかえっていうふうになる場合が多いと。そして、今回、8月とかっていうことになれば、非常に、今この季節柄ですすね、毎回夏になると、もう熱中症じゃ何じゃってということが起きてくるわけですから、やっぱりそのあたりの、空調機器のですすね、取りかえ、もう古いものについては計画的に取りかえていくというふうに、やっぱ進めていただきたいなっていうふうに思います。

で、それとですすね、財源なんですすね、その上の五家荘のデイサービスセンターの部分については、これが、ふるさと八代元気づくり応援基金活用事業ということで基金からの、——基金を使ってあるんですが、下の鏡、鏡地域です

ね、ここは、一般財源ということになっているようなんですが、ここのちょっと違いというか、私、一緒に基金で賄えないのかなと思ったものですから、そのあたり説明していただいているんですか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

こちらにつきましてはですね、2つの違いとありますが、基金を実際充当して宛てがっていくという作業は、もう私どものほうというよりも、財政課のほうでですね、つけるわけなんですけども、多分想像しますに、金額的なことですね、もあるかと思えます。

それと、こちら、下のは空調ということなんですけど、上の部分ですね、五家荘のデイスサービスにつきましては、入浴装置ということですね、そういったところで、実はこれにつきましては、元気づくり応援基金のですね、その他、市長が特に認める事業というところでの、最後の条項をですね、当てはめまして、というところで、財源をしたというところで、1つには、一番大きいのは、こちらのほうですね、地域、五家荘地域のこういった入浴を必要とする方についてですね、財源を充てても買いかえしようという意図と、下のほうは軽微な修繕ということで、そこら付近の区分があったのかなと、と思っております。

○委員長（友枝和明君） ようございますか。

○委員（幸村香代子君） これ以上基金のですね、活用についてお聞きするのは、と思えますので、はい、了解しました。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

議案第124号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議案第141号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第8号（歳出分）

○委員長（友枝和明君） 次に、議案第141号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第8号中、歳出分を議題とし、第3款・民生費について、健康福祉部から説明をお願いいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

次の、議案第141号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第8号です。関係分につきまして、小藪健康福祉部次長のほうから説明いたします。よろしく申し上げます。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（小藪 正君） 健康福祉部次長の小藪です。よろしく申し上げます。それでは、座りまして説明いたします。

12月定例会議案その2の、議案第141号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第8号をお願いいたします。文教福祉委員会付託分のうち、健康福祉部所管分について御説明いたします。

それでは、4ページをお願いします。

第1表・歳入歳出予算補正の歳出でございますが、まず、款3・民生費の項1・社会福祉費で補正額6060万円を追加し、補正後の予算額は114億7105万1000円としております。民生費の総額は、1つ上になりますが、235億1654万9000円でございます。

続きまして、9ページをお願いします。

歳出を説明します。

款3・民生費、項1・社会福祉費、目3・社会福祉対策費で、6060万円を計上しております。

これは、平成28年熊本地震による住宅被害に対し、熊本県と日本赤十字熊本県支部などで行う義援金配分委員会で、家屋が一部損壊した世帯に対しても、住家修理費のうち支給対象となる修理費が100万円以上の場合、義援金として10万円を支給することが決定されました。しかし、今回の熊本地震が未曾有の被害であり、市単独でも何らかの支援ができないかとの思いから、県の義援金の対象とならない住宅被害が30万以上100万円未満の世帯に対して、3万円の災害見舞金を支給するものです。

その内訳ですが、節11・需用費27万6000円は、事務用品とコピー機のパフォーマンスチャージ料が主なものです。節12・役務費24万6000円は、見舞金の給付事業についてのお知らせ通知を、一部損壊の罹災証明を受けた世帯主に送付するための郵送料です。節14・使用料及び賃借料7万8000円は、コピー機の賃借料です。節20・扶助費6000万円は、災害見舞金1人3万円の2000人分でございます。

なお、特定財源としまして、災害復旧費寄附金4060万円と、ふるさと八代元気づくり応援基金からの繰入金2000万円があります。

また、本事業は28年度内に終了しないことから、6060万円を限度額とした繰越明許をあわせてお願いしております。

これで、平成28年度八代市一般会計補正予算・第8号の説明といたします。御審議よろしくお願いたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（太田広則君） 単純に聞いていいです

か。罹災証明の発行の件数からだろうと思うんですが、2000件というふうにした根拠を教えてください。

○健康福祉政策課長（西田修一君） 12月補正を計上する際に、危機管理課のほうに照会をさせていただいた際に、およそ2000件程度というようなことございましたので、今回2000件で計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員（太田広則君） 2000件を超えたら、次また、もし超えたら、どうするんですか。

○健康福祉政策課長（西田修一君） 現在、一部損壊の罹災証明書が約2100件程度というふう聞いております。その中で、修理費が30万円以上100万未満の方っていうのは、全てではないのではないかなと思われる部分もございます。ただ、2000件を超えることも当然今後想定されるわけでございますので、その申請状況によりましては、今後、平成29年度で、また状況見ましてですね、補正のほうをお願いする状況、場面も出てくるかと思っておりますので、その際はどうぞよろしくお願申し上げます。

以上でございます。

○委員（太田広則君） 済みませんね。30万から100万ということ、工事完了のその、申請者は領収書か何かを持ってくるんですか。その確認、その金額の確認はどこでどういうふうにするんでしょう。

○健康福祉政策課長（西田修一君） 現時点で、見舞金の申請に必要な書類といたしまして想定しておりますのが、罹災証明書の写し、住民票の写し、修理等に係る領収書の写し、修理等の明細がわかるもの、修理前後の写真等を考えておるところでございます。

以上でございます。（委員太田広則君「よくわかりました」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） 太田委員、ようございますか。

ほかにありませんか。

○委員（前垣信三君） 濟いませぬ、非常に小さいことで申しわけなかつたが、今、この27万6000円、7万8000円、パフォーマンスチャージ料と、何か使用料とか、賃貸かな、借りなる料かな、という話をされたのですが、この事業のためにわざわざコピーを借りなつとか、今あるコピーの割合でいくとこんだけチャージ料がふえるという考え方、どちらなんですか。

○健康福祉政策課長（西田修一君） 見舞金の申請受け付けに当たりまして、先ほど申しました必要な書類の、場合によっては写しをとる必要がございますので、やはりかなり申請者が多いことが想定されますので、専用のコピー機が必要であるということから、今回お願いしてるところでございます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君） 補足で、濟いませぬ。実は、この事務を担当する健康福祉政策課が、一応2階にありましてですね、この受け付けのほうは1階でやろうかというようなところでしとるもんですから、どうしても、一々1階から2階に上がってまでっていうようなところでコピーするのは、時間的にありますもんですから、じゃあ別々に、別にということですね。1階のほうの市民課の近くを予定してですね、おりますもんですから、ちょっとどうしても別に、準備せんといかんというようなところでございます、はい。（委員前垣信三君「わかりました」と呼ぶ）

○委員（太田広則君） 関連して。パソコン直結でなんか簡単にできないんですか。パソコンで管理するんじゃないかと。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君） 多分、それするためには、システムつくるのに何百万ってまたお金が要ると思いますんで

すね、そこまでちょっと想定はしておりませんですね、はい。（委員太田広則君「わかりました。大丈夫です」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

議案第141号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第8号中、歳出分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第125号・平成28年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号

○委員長（友枝和明君） 次に、議案第125号・平成28年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君） それでは、議案第125号・平成28年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号につきまして、秋田長寿支援課長のほうから説明いたします。よろしく申し上げます。

○理事兼長寿支援課長（秋田壮男君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）長寿支援課の秋田でございます。よろしく申し上げます。

別冊となっておりますこちら、議案第125号・八代市介護保険特別会計補正予算・第2号を使用いたしますので、よろしくお願ひいたします。それでは、失礼して着座させていただきます。

予算書の説明に入る前に、介護保険特別会計の、12月補正予算における人件費補正の概要について、簡単に御説明させていただきます。

補正の理由といたしましては、人事異動により人員が2名ふえたことや、級別職員の構成に変更が生じていること、また、市町村職員共済組合負担金の率改定の影響が主なものでございます。なお、本年度、人事院勧告があつておりますが、一般会計と同様、給与の改定は実施いたしておりません。

それでは、別冊となっております、議案第125号・八代市介護保険特別会計補正予算書・第2号について、御説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算にそれぞれ365万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ142億1333万2000円といたしております。

内容につきましては、5ページをお願いいたします。

5ページの下段、3、歳出の款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費において、給与、職員手当費等、共済費を合わせて365万8000円を追加いたしております。これは一般職28人分として、人事異動による職員2人の増加などによる影響分、及び市町村共済組合負担金の率改定の影響分でございます。補正後の額は、1億9731万5000円といたしております。

財源といたしましては、上の段、2、歳入におきまして、款8・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金で、歳出と同額の365万8000円を計上いたしております。

以上で議案第125号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（友枝和明君）** 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（友枝和明君）** 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（友枝和明君）** なければ、これより採決いたします。

議案第125号・平成28年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

**○委員長（友枝和明君）** 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

---

**◎議案第127号・平成28年度八代市診療所特別会計補正予算・第2号**

**○委員長（友枝和明君）** 次に、議案第127号・平成28年度八代市診療所特別会計補正予算・第2号を議題とし、説明を求めます。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）**

それでは、議案第127号・平成28年度八代市診療所特別会計補正予算・第2号につきまして、西田健康福祉政策課長のほうから説明いたします。よろしく申し上げます。

**○健康福祉政策課長（西田修一君）** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉政策課、西田でございます。よろしく申し上げます。それでは、着座にて御説明申し上げます。

それでは、別冊となっております、議案第127号・平成28年度八代市診療所特別会計補正予算書・第2号をお願いいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ43万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8422万円とするものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

まず、下の表の歳出から御説明いたします。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費で、椎原診療所医師1名分の給料、職員手当等、共済費を合わせて43万5000円の増額補正を行うもので、人事異動や共済負担金率改定等の影響によるものでございます。

次に、上の表の歳入でございますが、款4・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金、節1・一般会計繰入金で、同額の43万5000円を計上いたしております。

以上で平成28年度八代市診療所特別会計補正予算・第2号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（島田一巳君） ちょっと確認をしたいんですけども、この医師の方は、常駐というよりも、通勤ちゅうか、そういう、週に何回とか、どういうふうになってるんですかね、その説明をお願いしたいと思います。

○健康福祉政策課長（西田修一君） 椎原診療所の医師1名につきましては、常駐いたしております。

○委員長（友枝和明君） ようございますか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

議案第127号・平成28年度八代市診療所特別会計補正予算・第2号について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本

案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

---

### ◎議案第139号・八代市介護保険条例の一部改正について

○委員長（友枝和明君） 次に、条例議案の審査に入ります。

最初に、議案第139号・八代市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

続きまして、議案第139号・八代市介護保険条例の一部改正について、秋田長寿支援課長のほうから説明いたします。よろしくお願ひします。

○理事兼長寿支援課長（秋田壮男君） 長寿支援課、秋田です。引き続きよろしくお願ひいたします。

議案第139号・八代市介護保険条例の一部改正につきましては、まず、別冊になっております定例会議案のほうと、それから、事前にお配りしております資料でございます、議案第139号関係資料、八代市介護保険条例の一部改正について、その2つを使わせていただきますので、よろしくお願ひいたします。それでは、着座して御説明いたします。

まず、八代市議会12月定例会議案の31ページをお願いいたします。

提案の理由でございますが、八代市介護認定審査会の委員の定数を変更するに当たりまして、条例の改正が必要なためでございます。

内容につきましては、32ページになりますが、詳しくは、事前にお配りしております資料、議案第139号関係資料のほうで御説明させていただきます。

まず、1、現状でございます。現在の介護認定審査会の委員の定数は、98人以内となっております、これを14の合議体に、それぞれ7人の

構成で行っております。1回の合議体に招集する人数は、4人です。

合議体の成立要件は、介護保険法施行令の規定により、構成委員7人の過半数、すなわち、4人の出席をもって成立となります。そのため、招集いたしました4人のうち欠席が生じると、審査会は中止しなければなりません。中止は毎月一、二回発生しております。年間約400人が審査遅延の影響を受けているところでございます。

1年間の申請件数は、平成27年度の実績で1万件を超えており、平成21年度と比べて約19%増加いたしております。また、1年間の審査会の開催回数は、平成27年度で303回でして、平成21年度と比べて約17%の増となっているところでございます。

次に、2、改正の理由でございます。本市の75歳以上の人口の増加に伴い、要介護認定申請につきましても増加の一途をたどっており、介護認定審査会の開催回数も年々増加いたしております。そこで、申請の増加に対応するため、認定審査会の委員の改選に合わせて、平成29年度からの委員の定数を22人ふやすものでございます。

次に、3、改正の内容といたしましては、八代市介護保険条例の第2条、八代市介護認定審査会の委員の定数について、現在98人以内とあるところを、改正後は120人以内とするものでございます。

次に、4、改正後の体制についてでございます。委員の定数120人以内の内訳は、医療分野を56人、保健分野を28人、福祉分野を28人、無任所を8人といたします。この無任所につきましても、注釈のとおり、合議体に所属していない委員のことで、主に合議体所属の委員が欠席する場合の補充要員となるものでございます。合議体の構成は、28の合議体を置き、それぞれ4人で構成いたします。また、1

回の合議体には、これまでと同じ4人を招集いたします。合議体の成立要件といたしましては、欠席者1人までなら成立しますので、審査会中止に伴う審査の遅延は減少すると考えております。

最後に、5、施行の日は、平成29年4月1日からといたしております。

なお今回、定数の拡大によりまして、直接的に予算がふえるということはありません。

以上で議案第139号の説明とさせていただきます。御審議方よろしくお願いたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（幸村香代子君） 現状の改善をですね、図るためにという部分が多いのかなというふうに思うんですけども、ちょっと幾つか、ちょっと質問をしたいんですが、今回、内訳、委員の定数がふえてて、今回ですね、分野の割合が変わってるんですね。医療分野のほうが非常にふえていて、その分——その分というか、福祉分野の委員さんたちが減っていると。で、このあたりというのは、どんな影響があるんでしょうか。

○理事兼長寿支援課長（秋田壮男君） これまでも、合議体の構成メンバーは7人ですが、招集するメンバーは4人としておりました。で、その4人の内訳としましては、主に医療分野から2名、保健分野から1人、福祉分野から1人ということで、運営を行っていたところでございます。

今後につきましても、定員は、合議体の構成を4人にいたしますが、招集する4人の構成は、医療分野から2人、保健分野から1人、福祉分野から1人ということで、実際に審査に当たられる方々の構成が変わるわけではございません。

○委員（幸村香代子君） はい、わかりました。

それと、無任所という8の方がいらっしゃるんですが、先ほどの説明だと、欠席が1人までで3人で成り立つと。ということは、この無任所と言われる8の方たちは、どの段階で補充ということになるんですか。

○理事兼長寿支援課長（秋田壮男君） まず、欠席が発生した段階で、同じ分野の無任所の委員の方に、出席を依頼いたします。基本的には、それによって補充ができますので、4人でできると思っているんですが、何か事情があって無任所の委員の方も出席できないといった場合には、3人で審査をするということになるということでございます。

で、3人を下回ることにはできないというのが国のルールでございますので、私どもとしては、できるだけ4人で審査してほしいというふうに思っておりますことから、3人で審査をすることを最初から想定してるわけではございません。ですが、万一の場合は、3人でも審査ができるということの体制をとりたいというところでございます。（委員幸村香代子君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ようございますか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

議案第139号・八代市介護保険条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

---

#### ◎議案第140号・八代市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長（友枝和明君） 次に、議案第140号・八代市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

続きまして、議案第140号・八代市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、佐藤国保ねんきん課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○理事兼国保ねんきん課長（佐藤圭太君） 国保ねんきん課、佐藤でございます。よろしくお願いいたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

まず、議案書の33ページをお願いいたします。

議案第140号・八代市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

下段の、提案理由といたしましては、12月15日の総務委員会にて提案予定の、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、市民税で分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人住民税の課税の特例の新設に伴い、国民健康保険税算定における課税の特例を設けるため、国民健康保険税条例の改正が必要となったためでございます。

34ページをお開きください。

35ページにかけまして、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例、附則第12項と、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例、附則第13項を追加いたしております。

詳細な条例の改正の概要につきましては、配付しております資料、右肩に国保ねんきん課と記載しております、1枚物の資料で説明いたします。表題は、八代市国民健康保険税条例の一

部を改正する条例の概要となっております。

まず、1、改正の趣旨でございますが、先ほど提案理由で申し上げましたとおり、所得税法等の一部改正があり、個人住民税の課税の特例の新設に伴い、国保税の課税の特例を定める必要が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正の内容ですが、まず、今回の国民健康保険税条例改正の前提となる、住民税の課税の特例の新設から説明させていただきます。日本と台湾との間の租税取り決めに基づく、個人住民税における課税の特例を新設するもので、日本と台湾との間で支払われます利子等及び配当等について、これまでは日本と台湾双方で源泉徴収しておりましたが、改正によりまして、日本国居住者が支払いを受けるものに係る所得に対し、申告分離課税により所得割を課すというものでございます。ただし、当該配当等につきましては、総合課税との選択制とするというのがその内容でございます。

これに対しまして、国民健康保険税におきましては、所得割額の算定及び軽減判定の際に用いる総所得に、住民税で分離課税となったこれらの特例適用利子等及び特例適用配当等の額を含めるため、課税の特例を設けるものでございます。

次に、一番下の背景のところをごらんください。このたびの改正の背景についてですが、これまで、条約を締結できる国とは、租税条約を結び課税、非課税の取り決めをしておりましたが、台湾は正式な国家として認められていないため、条約が締結できずに、他の国と同等の取り扱いができませんでした。そこで、二重課税や脱税防止のための民間レベルの日台租税取り決めが、平成27年11月25日に締結され、これを有効とするため、平成28年度、税制改革で国内法が整備されたところでございます。

これにより、台湾と租税条約を締結したのと同様の状況となり、法人税、所得税に関しては、非課税もしくは税率が軽減され、また、住民税に関しましては、日本と台湾双方で源泉徴収せず、自国内だけで課税することとし、日本では、特例適用利子等及び特例適用配当等として、申告分離課税または総合課税を行うこととなったものでございます。

最後に、1つ上に戻りまして、3の施行期日でございますが、平成29年1月1日で、経過措置により、施行日以降に支払いを受ける所得から対象となりますため、実質的には平成30年度の課税からとなります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（島田一巳君） この条例になりますと、本市に対する何か影響ちゅうのは、何かございますか。

○理事兼国保ねんきん課長（佐藤圭太君） まずは、市民税のほうの申告で、これまで源泉徴収されたものが分離課税されるということで、国保のほうでは、分離課税した額も総所得に入るとということで、保険税の算定の際に影響は出てまいります。

○委員長（友枝和明君） ようございますか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

議案第140号・八代市国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(友枝和明君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

---

◎陳情第17号・介護保険制度の見直しと介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書の提出方について

○委員長(友枝和明君) 次に、請願・陳情の審査に入ります。

なお、郵送にて届いております要望書につきましては、写しをお手元に配付いたしておりますので、御一読いただければと存じます。

それでは、今回当委員会に付託となっておりますのは、新規の陳情4件であります。

まず、陳情第17号・介護保険制度の見直しと介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書の提出方についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりであります。念のため書記に朗読をいたさせます。

(書記、朗読)

○委員長(友枝和明君) 本陳情について、質疑、御意見等はございませんか。

○委員(幸村香代子君) 書かれていることはですね、現在抱えている問題について、非常に誰もが感じていることだろうというふうに思うのですが、私自身も、ちょっと調べる時間がですね、足りなかったこともあって、できれば継続ということにしていきたいと思うのですが。

○委員長(友枝和明君) ほかにありませんか。

○委員(橋本幸一君) 私もまだ、この八代の実情がどうなってるのか、その辺もじっくり調べてみる必要があるかと思えます。ですから私も、できれば継続でお願いしたいと思えます。

○委員(太田広則君) ここにも書いてあるとおり、来年度で国自体が介護保険制度等見直し

をやろうとしてる中で、書いてあることも確かにあります。ただ、矛盾するところもあって、この介護保険制度をずっと継続させていくためには、まず、お金のない人は当然大変な、そこは考慮していかないかんけれども、高齢者の中にも、高額所得者がいるんですね。だからそういったところのすみ分けをどうしていこうかってするところもあるんで、まだ国が今からやろうとしてることの段階なのでですね。

で、1つ気になるのが、どうしても、——ちょっと調べたんですが、熊本市中央区から来てる陳情でございまして、じゃあ熊本市がこの陳情を受けてるかったら、受けてないんですね。熊本市は、この議会事務局でもう切ってるんですよ。

ですからそういったものを含めるとね、今後ですけれども、本当に八代市が、八代市民から出てるのであれば、しっかり議論しなきゃいけないと思いますけれども、そういうことも踏まえてですね、少しちょっと私も、継続でですね、お願いしたいなというふうに思います。

○委員長(友枝和明君) ほかの皆さん方は、継続というお話が、意見が出ておりますが、それでよろございますか。(「はい、継続でお願いします」と呼ぶ者あり)

なければ、これより採決いたします。

陳情第17号・介護保険制度の見直しと介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書の提出方については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(友枝和明君) 挙手全員と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

---

◎陳情第18号・地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書の提出方について

○委員長(友枝和明君) 次に、陳情第18号・地域の実情に応じた医療提供体制の確保を

求める意見書の提出方についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりであります。念のために書記に朗読いたさせます。お願いいたします。

(書記、朗読)

○委員長(友枝和明君) 本陳情について、質疑、御意見等はありませんか。

○委員(前垣信三君) 陳情第17号と同じなんです。国策でもありますし、今回初めてこの陳情を受けた状態で、私たちの判断が、まだ勉強不足だと思いますので、できれば継続審査をお願いをしたいと思います。

○委員長(友枝和明君) ほかにありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(友枝和明君) なければ、これより採決いたします。

陳情第18号・地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書の提出方については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(友枝和明君) 挙手全員と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

---

◎陳情第19号・安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の提出方について

○委員長(友枝和明君) 次に、陳情第19号・安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の提出方についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりであります。念のために書記に朗読いたさせます。

(書記、朗読)

○委員長(友枝和明君) 本陳情について、質疑、御意見等はありませんか。

○委員(太田広則君) 私の実体験からして、

八代市がこれに本当に同じ状況かという、違うと思う。八代市は大分看護師さんに対しての軽減は、やられてきてると、私は個人的にはそう思ってるんですね。ですからこれ、全然改善されてないってしてありますけど、私は改善されてきているというふうに思ってます。八代市は、はい。私はそう思います。だから必要じゃないような気がしますが、まあ、これ、ごもつともです。これ、続けていかなんことなんです。今八代市を見たときに、全部これが当てはまるかったらそうじゃないと思う。

○委員長(友枝和明君) ほかにありませんか。

○委員(幸村香代子君) 今の太田委員のですね、御発言も含めて、本当に八代市の実態とかがどうなのかということもですね、私たちのところも把握する必要があるというふうに思うので、それがなくなかなか、判断できないところもあるので、継続をして、そのあたりの調査を行うということにさせていただきたいと思いますが。

○委員長(友枝和明君) じゃあ、ようございますか、採決、継続ってということで。(「はい」と呼ぶ者あり)

なければ、これより採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

陳情第19号・安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の提出方については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(友枝和明君) 挙手全員と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

---

◎陳情第20号・国民健康保険の改善に向けた意見書の提出方について

○委員長(友枝和明君) 次に、陳情第20号・国民健康保険の改善に向けた意見書の提出

方についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりであります。念のために書記に朗読させます。

(書記、朗読)

○委員長(友枝和明君) 本陳情について、質疑、御意見等はありませんか。

○委員(橋本幸一君) 先ほど太田議員から、八代市の状況っていうのも出たんですが、今回この国保についてもですね、お互いやっぱ基本的にはこれはもう相互扶助というそういう中で、私はなかれんといかんと思うんですが、強制的な差し押さえとか、過去にいろんなことがあっても、やっぱちゃんとその辺については、対応されてる状況に八代市はあるわけですね。やっぱり収用法という一つの法の中でやっぱちゃんと守らんといかんという、そういうことも含めた中で、やはりこの八代の事情ってのを、もっとやっぱり知る必要もあるってことで、私は、また継続審査にさせていただきたいと思いません。

○委員長(友枝和明君) 今、橋本委員ので、いかがでしょうか。(「継続でお願いします」と呼ぶ者あり)

なければ、これより採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

陳情第20号・国民健康保険の改善に向けた意見書の提出方については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(友枝和明君) 挙手全員と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(友枝和明君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

執行部入室のため、小会いたします。

(午後0時03分 小会)

(午後0時04分 本会)

#### ◎所管事務調査

- ・教育に関する諸問題の調査
- ・保健・福祉に関する諸問題の調査

○委員長(友枝和明君) 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、保健・福祉に関する諸問題の調査に関連して1件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

#### ・保健・福祉に関する諸問題の調査(第3期八代市障がい者計画の策定について)

○委員長(友枝和明君) それでは、第3期八代市障がい者計画の策定についての説明をお願いいたします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長(山田 忍君)

第3期の八代市障がい者計画策定についてということで、上田障がい者支援課長のほうから説明いたします。よろしく申し上げます。

#### ○理事兼障がい者支援課長兼障がい者虐待防止センター所長(上田真二君) こんにちは。

(「こんにちは」と呼ぶ者あり) 障がい者支援課、上田でございます。

今年度策定を進めております、第3期八代市障がい者計画の素案につきまして、着座にて説明をさせていただきます。

資料といたしまして、第3期八代市障がい者計画素案、こちらになります。それと、A4の

2枚物になりますが、計画の素案の概要、これをお配りをいたしております。こちらのほう、概要を用いまして、説明をさせていただきます。資料はございますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

まず、今回の計画策定の趣旨でございます。障がい者計画は、障害者の自立と社会参加の支援等のための、施策に関する基本的な計画でございます。障害者基本法において、国や都道府県、市町村ごとに策定が義務づけられております。本市におきましては、平成18年度に第1期の八代市障がい者計画を、平成23年度に第2期の計画を策定し、障害者福祉の施策を推進しております。第2期の計画期間が平成28年度までとなっておりますことから、平成29年度からの第3期計画を策定するものでございます。

次に、計画の期間でございます。第2期計画は、5年間の計画期間でございましたが、本計画の実実施計画に相当します障がい福祉計画と見直しの時期を合わせるために、第3期計画は、平成29年度から32年度までの4年間といたします。障がい福祉計画は、計画期間が3年間と決められておりますが、障がい者計画の計画期間は独自に定めることができますので、次の第4期の計画は6年間を予定いたしております。

次のページをお願いいたします。

3、計画の策定体制でございます。計画の策定に当たりまして、八代市障がい者計画等策定委員会と庁内部会を設置し、計画づくりを進めております。

障がい者計画等策定委員会は、計画策定の中核機関として、障害者団体や障害者福祉施設関係者、関係機関、専門家などで構成をいたしております。アンケートの項目や計画素案の内容などについて御審議いただいております。

また、庁内部会は、市役所の関係課かいの職

員で構成し、第2期計画期間における事業の評価、検証や、第3期に向けた拡充策などを協議し、計画の素案を計画等策定委員会へ提出しております。

次に、4、住民参加による計画策定の手法でございます。障害者や一般市民、関係団体の意見を計画に反映させるために、3つの取り組みを行いました。

1つ目が、障害者及び一般市民アンケートでございます。ことしの7月から8月にかけて、住民基本台帳登載者の中から無作為に抽出しました、障害者手帳所持者2300名、18歳以上の一般市民700名にお願いをし、障害者は62.7%、一般市民は52.9%の方から御回答いただきました。

2つ目が、市民ワークショップです。障害福祉に関心をお持ちの、市民10名に御参加いただきました。9月に二度お集まりいただきまして、御意見、御提言をいただきました。

3つ目が、関係団体アンケート及びヒアリング調査でございます。市内にあります44の障害福祉関係団体等にアンケートを依頼しまして、37の団体等から御回答いただきました。また、回答内容の詳細を確認するために、8つの団体へヒアリング調査を行っております。

次に、5、障害者施策の課題でございます。第2期計画期間における取り組みの評価、検証を初め、実施しましたアンケートやヒアリング調査、市民ワークショップの結果を踏まえまして、課題をまとめております。

1、障害理解のための教育、交流機会の充実が必要である、2、地域や関係機関等の連携強化を進める必要がある、3、熊本地震を踏まえた防災対策の推進が必要である、4、障害の特性を踏まえた地域生活支援の充実を図るべきである、5、障害の早期発見と療育サービスの充実を図るべきであるという課題を認識したところでございます。

これらの課題を踏まえまして、第3期八代市障がい者計画の素案を策定いたしました。

3ページに、施策体系図を掲載いたしております。

まず、左側、目指す姿でございますが、第2期計画を継承し、ともに支えあい自分らしく暮らせる心のかよいあうまちやつしろとしたいと考えております。

アンケートやヒアリング調査の結果から導かれます方向性や、市民ワークショップで御提案をいただきました目指す姿などにつきまして、検討いたしました。言葉は違いますが、目指す方向、趣旨は同じでありましたことから、第2期計画と同じ表現としたところでございます。

次に、基本目標でございます。3つの基本目標を立て、第2期計画から文言を変更いたしております。

1つは、自立と地域生活の確立。障害のある人のさまざまな状況の中での自立を支えるとともに、地域の中で充実した生活が続けられるような施策を推進するという目標でございます。自立の文言を加えております。

2つ目が、自己選択・決定と社会参画の推進。障害のある人が主体的に、みずからの選択により意思決定ができ、また、社会参画が促進されるよう、施策の充実を図るという目標でございます。近年強調されております、自己選択、自己決定を加えております。

そして3つ目が、ともに生きる地域社会の実現。障害のある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、地域で安心して生活できるよう、さまざまな社会的障壁を取り除き、誰もが住みやすい地域社会づくりに取り組むという目標で、前計画で使用しております、ともに支えあうという表現から、共生のニュアンスをより伝えるため、ともに生きるという表現に変更いたしております。

この3つの基本目標を実現するために、右側になりますが、分野別施策を設定いたしております。9つの柱のもと、取り組む項目を設けています。

1、地域生活の支援では、(1) 地域移行・地域定着への支援、(2) 在宅支援の充実、(3) 相談支援体制の充実に取り組みます。

2、保健・医療の充実では、(1) 障害の原因となる疾病の予防、早期発見、(2) 保健・医療サービスの充実、(3) 精神保健対策。

3、療育・教育の充実では、(1) 障害児の早期療育サービスの充実、(2) 保育・幼児教育の充実、(3) 学校教育の充実。

4、文化・スポーツ・交流活動等の推進では、(1) 文化・スポーツの充実、(2) 交流活動の推進、(3) ボランティア活動等の推進。

5、雇用・就業、経済的自立の支援では、(1) 雇用の場の確保、(2) 就労支援体制の充実、(3) 経済的支援の充実。

6、情報の取得・利用の向上では、(1) 情報のバリアフリー推進、(2) コミュニケーション支援。

7、安全・安心な生活の支援では、(1) 災害対策の確立、(2) 防犯・安全対策の推進。

8、生活環境の整備では、(1) 住宅・建築物の整備、(2) 道路・公園等の整備、(3) 移動・交通手段の確保。

9、差別の解消と権利擁護の推進では、(1) 広報・啓発活動の充実、(2) 権利擁護の推進、(3) 福祉教育等の推進に取り組みます。

以上が、分野別施策の骨格となります。

第2期計画と比較をしまして、主な変更点でございますが、まず、分野別施策の柱を1つ追加をいたしております。追加したのは、7、安全・安心な生活の支援でございます。熊本地震の経験を踏まえ、項目の(1)にありま

す災害対策の確立が必要であることから、項目の（２）防犯・安全対策の推進とあわせて、新たな柱といたしました。

また、柱の９、差別の解消と権利擁護の推進ですが、障害者差別解消法が本年４月に施行されておりまして、重点的に取り組む必要がありますことから、第２期計画の柱、障害理解のための啓発活動の推進を変更し、項目に権利擁護の推進を追加いたしております。

そのほか、柱の表現の変更や、項目の組みかえなどを行っております。

次に、４ページになりますが、７、分野別施策の新たな取り組みでございます。分野別施策で、第３期で新たにに取り組む９つの事業などを掲載いたしております。

２目になります、障がい者サポーター養成事業は、市民に障害への理解を深めていただくとともに、身近なところで障害者を支えていただくサポーターを養成するもので、計画に盛り込み、平成３０年度の開始に向けて準備を進めたいと考えております。

３つ目の、障害者施設等からの優先調達推進は、平成２５年に施行されました障害者優先調達推進法に基づくものでございまして、国や地方公共団体等は、障害のある方が就労している施設等から物品調達などを優先して行うよう、努めることとなっております。市におきましても、優先調達方針を定めて取り組んでおりますが、第３期計画に盛り込み、引き続き積極的に取り組んでまいります。

また、下から３つ目の差別の解消の推進は、本年４月に障害者差別解消法が施行されたこともありまして、障害を理由とする不当な差別的取り扱いの解消や、障害者への合理的配慮の啓発に、より取り組む必要がありますことから、計画に盛り込んでいるところでございます。

以上が、第３期八代市障がい者計画素案の概要でございます。

なお、今後のスケジュールでございますが、本日の文教福祉委員会で御意見を伺いました後、広く市民等からも御意見を伺うために、１月にかけてパブリックコメントを実施いたします。その後、策定委員会で最終案の審議をしていただき、年度内に計画を策定する予定といたしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 本件について、何か質疑、御意見等は、何かございましょうか。

○委員（太田広則君） １点だけ。しっかりとしたきめ細かなですね、計画を持っておられると思いますが、障害者への経済的負担という言葉が、先ほど課長からございました。

実際問題、障害者認定等は、県との連携、国との連携になっていくと思いますが、実体験で、私の母も皆さん御存じだと思いますが、私の母が、認定に６カ月かかりました。その間の経済的負担を相当強いられましたので、もうそこ、そこなんです。その間、認定した日からでしか、医療器具等がですね、補助負担にならないという現実がございますので、障害者申請の認定に当たってはですね、迅速に、もう二度と半年以上かかるようなことがないようにですね、努めていただきたい。それが経済的負担になっていくわけですから、認定作業は迅速にやっていただきたいと、このことだけ言わせていただきます。

以上です。

○理事兼障がい者支援課長兼障がい者虐待防止センター所長（上田真二君） 今の、お話しいただきました、太田委員さんのケースにつきましてはですね、県のほうの審査あたりがちょっと、途中でひっかかったりとかってようなことがございまして、結果的にですね、ちょっと長引いてしまって、大変御迷惑をおかけをしたところなんです。通常は、３カ月ぐらいにはもう、認定がおりるところではございますけれど

も、こちらが、途中でですね、チェックをかけて、県のほうに確認をしたりとかっていうような部分が、ちょっと抜けておったというようなところもございまして、非常に御迷惑をおかけいたしました。

今後はですね、その経過につきまして、しっかりチェックを、チェック体制をとって、進めていきたいと思えます。

以上です。（委員太田広則君「よろしく願いします」と呼ぶ）

**○委員（幸村香代子君）** 何でもそうなんですけれども、計画を立てた後、どんなふうこれを具体化して推進していくかっていうことが、一番重要なところかなというふうに思っていて、で、どんなふう点検、評価されるのかなと思ったら、73ページに点検、評価っていうのがあるんですね。

でも、この中には数値目標とかがないんですよ。例えばさっきちょっと、例えば障がい者サポーター養成事業なんかをあるっていうふうにしたときに、大体これぐらいの人たちのサポーターを養成したいとか、講座をこれぐらい開きたいとかっていうふうな、数値目標がどれにもないので、非常に何か、そのあたりを、点検、評価とゆったときに、何を目標に点検、評価されていくのかなあというのがですね、ちょっとわからない。

そんで、そもそもそういったふうな数値目標を掲げられなかったっていうのは、何かお考えがあられるんですか。

**○理事兼障がい者支援課長兼障がい者虐待防止センター所長（上田真二君）** 現在策定をいたしております障がい者計画はですね、基本目標を、一言で言いますと、設定する計画になります。で、これとは別に、今お話がありました数値目標あたりを設定する、障がい福祉計画というのがございます。計画期間のところ、今回、第3期を4年にするということですね、

その実施計画になります障がい福祉計画と見直しの時期を合わせるということで、御説明をいたしましたけれども、この障がい福祉計画のほうで、具体的な目標をですね、設定をして、取り組んでいくということになります、はい。

ただ、全ての分野にわたっての目標を設定するというものではないもんですから、全てを網羅するわけではないんですけども、もう極力、具体的にですね、目標を設定して取り組んでいく、そして、この策定委員会がですね、単に策定するだけではなくて、1年間の取り組み状況を評価、検証するというようなことで、必ずそういう機会を設けて進めていきますので、はい。

基本的には、もう障がい福祉計画のほうで数値目標を設定していくというふうに、御理解いただきたいと思います。

**○委員（幸村香代子君）** 今の説明で、福祉計画のほうで——障がい福祉計画ですかね、そちらのほうで数値目標を掲げるってことですので、非常に、全部の分野って言っているわけではないんですが、やはり、ある一定の数値を掲げることで、やっぱりそれが、ある意味、啓発であるとか、市民の皆さんへの、ある一定のですね、共有を図るとかっていう部分と、やっぱり、それを目標に行動をしていく計画を推進していくというふうなものはですね、必要だっというふうに思いますので、またじゃあ福祉計画のほうで、また見させていただきたいと思えます。

ありがとうございました。

**○委員（橋本幸一君）** 私、子供のときからですね、やっぱりそういう障害者の方に、特に、生まれて障害持っておられる子供たちがおられるんですが、そういう子供たちが、健常者の子供たちと一緒にずうっと学校生活を送ってしょ。そうすと非常に、何ていうかな、いいなってやっぱ、子供たちが自然とその中でやっぱ

り、障害者の方々もやっぱり、同じ学校の仲間として、ひいてはやっぱり地域の仲間として、自然とやっぱそういう認識ができてるっていう。やっぱり、この学校教育って非常に重要なという思いがしてるのと、もう一つは、私この前認知症の一般質問させていただいたんですが、認知症の中でもキッズサポーターっていう養成をされてるという。その小さいときからそういう、障害を持ってる方々に接するっていうことは、非常にこれからのそういう障害者対策については、いい手当てかなという思いがしてるんですね。

で、やっぱそういうことも、ぜひやっぱり行政としてもですね、しっかり、現場の目線っていうかそういう視点に立って、今度の計画を立てていただきたいって思います。これはもう、要望でございます。

**○委員長（友枝和明君）** ほかにありませんか。  
では、私からも最後に。

きょう、この件につきまして、御意見が出ました。今後、この障がい者計画につきましては、実現に向けて精いっぱい努力していただきたいと思います。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（友枝和明君）** なければ、これで第3期八代市障がい者計画の策定についてを終了いたします。（「お世話になりました」と呼ぶ者あり）

ここで、委員長より、委員の皆さんに1件御報告を申し上げたいと思います。

本委員会での派遣承認要求により、教育に関する諸問題の調査、健康福祉に関する諸問題の調査及び八代市・北海市友好都市締結20周年記念事業出席のため、10月の29日から11月の2日までの間、中華人民共和国北海市へ行ってまいりました。その御報告といたしますか、少し時間をいただきまして、伝えたいと思いま

す。

今回、八代市長初め職員4名、議長初め常任委員長4名、それから、一般公募の皆さん方21名、計31名で、4泊5日の期間で行ってまいりまして、一番感じましたのは、北海市の市長さん初め職員の方々の、八代に対して、本当に熱意のある歓迎いただきまして、これからはさらに友好を深めるということを感じてまいりました。

今後皆さん方にも、機会ございましたらぜひひとつ、北海市に行っていただきたいというふうに思いますし、また、あちらからもいろんな事業で八代市に来られます折には、ぜひとも今後、八代市議会で皆さん全員で歓迎するように、私からもひとつ市長にも、ひとつお願いしたいと思いますので、ひとつ今後ともひとつ、北海市、友好都市締結の継続っていいですか、末永く両市の友好都市に対しましては、御理解をいただきたいと思います。

4日間、——私も5年前に行きましたが、そう状況っていうのは変わりませんでした。ただ感じましたのは、現地の添乗員さんの方で、リーマンショック、——5年前より、景気っていいですか、貧富の差は少しずつ解消されておりますが、まだそれ以来経済対策というものがちょっと、下火になっておりますと小さな声で言われた、バスの中でちょっと言われたことが、ちょっと印象に残っております。

これからもひとつ、さらに八代市、北海市が、友好都市締結を継続させていただきますよう、皆さん方にも御理解をいただきまして、一応私の報告にかえさせていただきたいと思えます。いい経験をさしていただきまして、ありがとうございました。（「お疲れさまでした」と呼ぶ者あり）

そのほか、当委員会所管事務調査について何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で所管事務調査  
2件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件について  
お諮りいたします。

所管事務調査2件及び陳情4件については、  
なお審査及び調査を要すると思いますので、引  
き続き、閉会中の継続審査及び調査の申し出を  
いたしたいと思いますが、これに御異議ありま  
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 御異議なしと認め、  
そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いた  
しました。これをもって、文教福祉委員会を散  
会いたします。

（午後0時30分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定に  
より署名する。

平成28年12月13日

文教福祉委員会

委員長